

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年12月
長 島 町

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 第2 農業経営の規模, 生産方式, 経営管理の方法, 農業従事の態様等 | 5 |
| に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | |
| 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基 | 8 |
| 本的指標 | |
| 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の | 11 |
| 集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 | |
| 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 12 |
| 第6 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事 | 24 |
| 項 | |
| 第7 その他 | 26 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 長島町は、鹿児島県の北西部に位置し、その温暖な気候、立地条件を生かして馬鈴薯を中心に、畜産・さつまいも・水稻の複合経営による農業生産が展開されており、近年一部農家で花き・にがうり等施設園芸が導入されている。

今後は、急速な成長を続ける東アジアに近接している点も踏まえ、意欲ある多様な農業者を中心に高品質性の作目、作型の導入や積極的に栽培技術の高位平準化を進め、地域ブランド産地の育成を図ることとする。また、馬鈴薯や畜産等の規模拡大志向農家と施設園芸による集約的経営を営む農家との間で、農地の賃借、労働力の提供等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 長島町の農業構造については、昭和40年代後半からの過疎化とともに、隣接する市における企業誘致等への就労による兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強くなり、高齢者や兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、昭和53年度から導入された各種ハード事業等により土地基盤の整備が進むとともに、急速な高齢化の進行に伴い、最近になって農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域内においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 長島町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、長島町及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり350万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 長島町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲ある多様な農業者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、長島町は、農業協同組合、農業委員会、北薩地域振興局(以下「地域振興局」という。)等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、長島町農業再生協議会(以下「町農業再生協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を

明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構や農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に長島町蔵之元地区で平成11年度から取り組んでいる県営畑地帯総合整備事業の集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

畑作農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、認定新規就農者の確保・育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度(法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体という。以下同じ。)の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、既存の農作業受託組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格化法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である本町においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、長島町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 長島町は、町農業再生協議会において、認定農業者・認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者・新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を地域振興局の協力を受けつつ行う。

特に、先進的大規模経営を目指す農業者に対しては、適切な資金計画の下に施設等への投資を行っていくため、農業協同組合の金融担当者、経営指導員及び日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、資金計画等の濃密指導を実施し、モデル的農家の育成に努める。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域の本町においては、新規の集約的作目導入を図るため、長島町農林技術者連絡協議会の下に、市場関係者や鹿児島県経済農業協同組合連合会園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせたの複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

長島町の令和3年の新規就農者は4名であり、新規就農者は減少傾向となっているが、従来からの基幹作物である馬鈴薯の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、長島町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や鹿児島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標300人を踏まえ、長島町においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

長島町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得175万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた長島町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域振興局や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に長島町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ，長島町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

| 営農 類型 | 経営規模 (作付面積等) | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の 態様等 |
|----------------------------|--|---|--|--|
| 露 地 野 菜 専 用 | (作付面積) 青果用馬鈴薯 300a 加工用さつまいも 250a (経営面積) 300a | 農機具倉庫(木造) 66 m ² トラクター (27ps) 1台 消毒機付きマルチャー 1台 植付機 1台 茎葉処理機 1台 掘取機 1台 管理機 (8ps) 1台 (その他) (1)農協馬鈴薯選果場の活用 (2)ウイルスフリー苗の利用 (3)土作りによる連作障害の防止 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 収穫期を中心に 雇用従事者の 確保 |
| 生 産 牛 専 門 | 繁殖牛 80頭 | 繁殖牛舎(パドック型) 800 m ² 分娩・子牛育成舎 300 m ² 堆肥舎(鉄骨) 470 m ² 農機具格納庫 300 m ² トラクター(50・25ps) 各1台 マニアスプレッター、ディスクモアー ロールペーラー 各1台 テッターレーキ・フロントローダ 各1台 ラッピングマシン・ペールグラブ 各1台 (その他) (1)生産率90%以上を確保 (2)優良系統交配による子牛の 生産 (3)農用地の有効利用 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |

| | | | | |
|-----------|--|---|--|---|
| 肥育牛 専門 | 肥育牛 200頭 | 畜舎(鉄骨波板) 1,516 m ² 堆肥舎(鉄骨) 447 m ² 飼料倉庫(鉄骨波板) 86 m ² 敷料庫(鉄骨波板) 127 m ² トラック(2t) 1台 ホイールローダー 1台 送風機 76機 (その他) (1)肥育期間は19ヶ月 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 荒茶加工 | (作付面積) 茶 600a (経営面積) 600a | 農機具倉庫(鉄骨) 66 m ² 防霜ファンまたはスプリンクラー 6ha 乗用型管理機 1台 乗用型防除機 1台 乗用型摘採機 1台 荒茶加工施設 建物 400 m ² 鉄骨スレート 製茶機械 60k5-2-3(洗浄脱水機) | 複式簿記記帳の実施 により経営と家計の分 離を図る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締 結に基づき給料制、 休日制の導入 製茶機械は15年以 上使用する(耐用年 数7年) |
| 果樹 専門 | (作付面積) 紅甘夏 100a 極早生 40a 無加温不知火 20a (経営面積) 160a | KPKHN型ハウス 2,000 m ² 農機具倉庫(木造) 50 m ² 貯蔵庫(鉄骨) 100 m ² 貯水槽(コンクリート) 150kl 樹上散水装置 2,000 m ² スピードスプレー(6000)1台 トラック(2t)1台 チップパー1台 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 花き 専門 | (作付面積) オリエンタルユリ 10～ 12月出し 40a オリエンタルユリ 3～ 5月出し 40a (経営面積) 120a | ビニールハウス(KPN型) 農機具倉庫(木造) 66 m ² トラクター(20ps) 1台 トラック(2t) 1台 暖房機(400型) 6台 冷蔵庫(1.5坪) 3台 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 肉用 鶏 | ブロイラー 50,000羽 | 鶏舎(5棟) 3,120 m ² 管理舎兼倉庫 70 m ² 自動給餌システム 1式 自動給水システム 1式 換気システム 1式 加温システム 1式 細霧装置 1式 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の 締結に基づき 給料制、休日制 の導入 |

| | | | | |
|------|--------|--|------------------------------------|---|
| | | | | |
| 養豚一貫 | 母豚 70頭 | 分娩舎(鉄骨) 532 m ² 肥育豚舎(鉄骨) 955 m ² 繁殖豚舎(鉄骨) 525 m ² トラック(2t・3t) 各1台 ホイールローダー 1台 ウイットフィーダー 28台 バキュームカー(6000、自走式) 1台 高床分娩ゲージ 26台 | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき給料制、休日制の導入 システム化を図り、全労働時間の15%は雇用を確保 |

(注)1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、長島町において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとしている。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、長島町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個別経営体]

| 営農類型 | 経営規模 (作付面積等) | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の 態様等 |
|--------|---|---|------------------------------------|--|
| 露地野菜専用 | (作付面積) 青果用馬鈴薯 230a 加工用さつまいも 50a (経営面積) 280a | 農機具倉庫(木造) 50 m ² トラクター (27ps) 1台 消毒機付きマルチャー 1台 植付機 1台 茎葉処理機 1台 掘取機 1台 管理機 (8ps) 1台 (その他) (1)農協馬鈴薯選果場の活用 (2)ウイルスフリー苗の利用 (3)土作りによる連作障害の防止 | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期を中心に雇用従事者の確保 |
| 生産牛専門 | 繁殖牛 40頭 | 繁殖牛舎(パドック型) 400 m ² 分娩・子牛育成舎 150 m ² 堆肥舎(鉄骨) 300 m ² 農機具格納庫 150 m ² トラクター(50・25ps) 各1台 マニアスプレッター、ディスクモアー ロールバレー 各1台 テッター・レーキ・フロントロータ 各1台 ラッピングマシン・ハールクラブ 各1台 (その他) (1)生産率90%以上を確保 (2)優良系統交配による子牛の生産 (3)農用地の有効利用 | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき給料制、休日制の導入 農繁期に臨時雇用従事者の確保 |

| | | | | |
|-----------|---|--|--|---|
| 肥育牛 専門 | 肥育牛 120頭 | 畜舎(鉄骨波板) 909 m ² 堆肥舎(鉄骨) 268 m ² 飼料倉庫(鉄骨波板) 51 m ² 敷料庫(鉄骨波板) 76 m ² トラック(2t) 1台 ホイールローダー 1台 送風機 45機 (その他) (1)肥育期間は19ヶ月 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 荒茶 加工 | (作付面積) 茶 300a (経営面積) 300a | 農機具倉庫(鉄骨) 66 m ² 防霜ファンまたはスプリンクラー 3ha 乗用型管理機 1台 乗用型防除機 1台 乗用型摘採機 1台 荒茶加工施設 建物 200 m ² 鉄骨スレート 製茶機械(洗浄脱水機) | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 製茶機械は 15 年以上使用する (耐用年数 7 年) |
| 果樹 専門 | (作付面積) 紅甘夏 80a 無加温不知火 10a (経営面積) 90a | KPKHN 型ハウス 1,000 m ² 農機具倉庫(木造) 30 m ² 貯蔵庫(鉄骨) 50 m ² 貯水槽(コンクリート) 70kl 樹上散水装置 1,000 m ² スピードスプレーヤー(300ℓ) 1台 トラック(2t) 1台 チッパー 1台 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 花き 専門 | (作付面積) オリエンタルユリ 10～ 12月出し 30a オリエンタルユリ 3～ 5月出し 30a (経営面積) 40a | ビニールハウス(KPN 型) 農機具倉庫(木造) 66 m ² トラクター(20ps) 1台 トラック(2t) 1台 暖房機(400型) 2台 冷蔵庫(1.5坪)1台 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 農繁期に臨時 雇用従事者の 確保 |
| 肉用 鶏 | ブロイラー 30,000羽 | 鶏舎(5棟) 2,120 m ² 管理舎兼倉庫 50 m ² 自動給餌システム 1式 自動給水システム 1式 換気システム 1式 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 |

| | | | | |
|------------------|--------|---|--|---|
| | | 加温システム 1 式 細霧装置 1 式 | | |
| 養 豚 一 貫 | 母豚 50頭 | 分娩舎(鉄骨) 380 m ² 肥育豚舎(鉄骨) 682 m ² 繁殖豚舎(鉄骨) 375 m ² トラック(2t・3t) 各1台 ホイールローダー 1台 ウイットフィーダー 20 台 バキュームカー(3000、自走式) 1 台 高床分娩ゲージ 20 台 | 複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る 青色申告の実施 | 家族経営協定 の締結に基づき 給料制、休日制 の導入 システム化を図 り、全労働時間 の15%は雇用 を確保 |

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、長島町において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとしている。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| | |
|--------------------------------------|----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備考 |
| 令和12年度 90% | |

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

農地中間管理事業や利用権設定等促進事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積のほか自己所有農地等を含む。)面積のシェアの目標である。

2 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和12年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、町農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、町は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

長島町は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、長島町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

長島町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
 - ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
 - ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、長島町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 平坦地域においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。さらに、長島町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格化法人以外の法人等」という。)を除く。)又は農地所有適格化法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格化法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格化法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格化法人にあっては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第7条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地保有合理化法人、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格化法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格化法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格化法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格化法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行

われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 長島町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の運用について」(平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。)別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 長島町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 長島町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。

② 長島町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 長島町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 長島町農業委員会は、認定農業者及び認定新規就農者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 長島町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 長島町の全部又は一部をその事業の実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 長島町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 長島町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、長島町は、農用地利用集積計画を定めるもののほか、認定農業者・認定新規就農者から農地の所有権移転に係る登記嘱託については、法第21条(登記の特例)並びに不動産登記法(平成16年法律第百二十三号)の特例を農業委員会へ申請するものとする。
- ④ 長島町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在，地番，地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類，内容(土地の利用目的を含む。)，始期(又は移転の時期)，存続期間(又は残存期間)，借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)，利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的，当該所有権の移転の時期，移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が，農地所有適格化法人以外の法人等である場合には，次に掲げる事項を定める。
 - ア その者が，賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において，その農用地を適正に利用していないと認められる場合に，賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に，農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号，以下，「規則」という)第60条の2各号で定めるところにより，権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積，生産数量など，その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が，賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

長島町は，農用地利用集積計画の案を作成したときは，(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権，地上権，永小作権，質権，賃借権，使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし，数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については，当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

長島町は，農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは，その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を長島町の掲示板へ

の掲示により公告する。

(10) 公告の効果

長島町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

長島町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 長島町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格化法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 長島町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格化法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 長島町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を~~長島町の広報に記載すること~~ ~~その他所定~~の手段により公告する。

④ 長島町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 長島町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農用地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業等の活用を図るものとする。長島町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

長島町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、荒廃農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を長島町に提出して、農用地利用規程について長島町の認定を受けることができる。
- ② 長島町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 長島町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長島町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 長島町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定

の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 長島町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 長島町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、町農業再生協議会との連

携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

長島町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分の農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、受委託の調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

長島町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

町農業再生協議会のもと相互に連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

長島町農業再生協議会が主体となって鹿児島県農業大学校や地域振興局、地域連携推進員、農業委員、農地利用最適化推進員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などを取りまとめた就農支援計画を作成し、関係機関と情報を共有しながら、就農前後のフォローアップの体制を整備する。その他巡回指導や定期的な面接指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。その他長島町農業青年クラブへの加入を推進し、組織・運営に携わることで、他の経営者や他団体との情報交換を進めるほか、長島町認定農業者連絡協議会、商工会青年部とも連携して交流を図り、自己の農業経営に生かすことができるよう仕組みをつくる。

ウ 経営力の向上に向けた支援

地域振興局が開催する複式簿記研修会への参加を推進し複式簿記の習得による経営分析の実施や、他産業の経営ノウハウを習得できる研修機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用することで経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供については長島町、就農相談については町農業再生協議会、技術や経営ノウハウの習得については鹿児島県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、地域振興局、農業協同組合、町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会農地中間管理機構など各組織が役割を分担し、町農業再生協議会が各関係機関との連絡調整を図りながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

長島町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 長島町は、畑地並びに水田の区画整備を進めるとともに、野菜集出荷、馬鈴薯選果施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者や新たに農業経営を営もうとする青年等が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 長島町は、共生・協働の農村づくり運動の展開のもと、地域における話し合い活動による合意形成を基本に農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 長島町は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を中心とした望ましい経営の育成を図ることとする。とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 長島町は、夏作のさつまいも、冬作の馬鈴薯による土地利用型農業が定着し、育成ステージに応じた土地利用作付け体系による地域輪作農法を確立し、生産性の向上を図り、農業の担い手確保に努める。

オ 長島町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

長島町は、農業委員会、地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長島町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

1 農地中間管理事業の推進

- (1) 長島町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の推進

長島町は、農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された地域振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- ② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ③ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。
- ④ 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年10月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成28年12月 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 4年 月 日から施行する。

別紙1(第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格化法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|---|--|---|--|
| <p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと思われる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け 12経営第1153号農林水産事務官 通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し各目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきA町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|---------------|---|----------|---------|
| Iの①に同じ。 | 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。 | Iの③に同じ。 | Iの④に同じ。 |

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間 | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④ 有益費の償還 |
|---------|---|--|----------|
| Iの①に同じ。 | 1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 | Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
|---|--|--|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |